

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

野田市水道部より大切なお知らせ

2019年10月1日より 指定給水装置工事事業者制度は 5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、2019年10月1日に施行されました。

●指定の有効期限が従来の無期限から**5年間**となります。

※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期限が異なります（下表参照）

指定を受けた日	初回更新までの有効期限	初回更新受付開始日
H10.4.1～H11.3.31	2019年9月30日～2020年9月29日（1年間）	2020年7月1日から（予定）
H11.4.1～H15.3.31	2019年9月30日～2021年9月29日（2年間）	2021年7月1日から（予定）
H15.4.1～H19.3.31	2019年9月30日～2022年9月29日（3年間）	2022年7月1日から（予定）
H19.4.1～H25.3.31	2019年9月30日～2023年9月29日（4年間）	2023年7月1日から（予定）
H25.4.1～R1.9.30	2019年9月30日～2024年9月29日（5年間）	2024年7月1日から（予定）

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、**郵便にて通知をします。**なお、郵便の不着や未更新の方への**再通知はいたしません。**

●指定更新の要件は**水道法第25条の3（指定の基準）**を準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

●更新申請に必要な書類

- ・様式第一号及び第二号
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票（個人）
- ・選任する主任技術者の確認書類（免状又は技術者証等）

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います

※事業の運営に関する基準（法第25条の8及び法施行規則第36条）に基づき、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- ①指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
※（野田市水道部にて2020年より実施予定）
- ②業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等について）
- ③給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- ④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎4項目確認資料

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
※自社内研修は不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

更新申請についてのお問合せは、水道部工務課給水係

電話 04-7124-5146